

○東京藝術大学チューター実施要項

〔平成27年 7月16日〕
学 長 裁 定

改正 令和元年 7月18日 令和 6年 2月 7日

令和 6年12月10日

(目的)

第1条 この要項は、本学の学生に対し、教育的配慮の下に本学の正規生、研究生及び交換留学生のうち、在留資格認定証明書を新規取得した上で渡日する、私費・国費留学生（在留資格が「留学」の者に限る。）（以下「留学生等」という。）を対象とした教育補助、指導助言及び学生相談の業務（以下「教育補助等業務」という。）を行わせ、これに対する手当支給により学生の処遇の改善に資するとともに、学生支援体制の充実及び指導者・表現者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の教育補助等業務を行う学生の名称は、チューター（以下「TU」という。）とする。

(所属)

(資格)

第3条 TUになることができる者は、原則として留学生等と同じ専攻分野・学科等に所属する博士、修士、または学部（4年次、3年次）の学生とする。

(教育補助等業務)

第4条 教育補助等業務は、留学生等に対し、留学生等の指導教員の指導の下に教育補助、正課外の諸活動及び生活支援における指導・助言を行わせるものとする。

2 教育補助等業務は、留学生等に対し、原則として学期始めの1月以内に行わせるものとする。但し、留学生等のうち、希望する交換留学生に対しては、学期始めの1月以内に加え、帰国日前日までの1月以内についても業務を行わせることができる。

3 前項の規定にかかわらず、留学生等の安全の確保と危険防止のために指導教員が必要と認めた場合には、教育補助等業務は、学期始めの2月以内に行わせるものとする。

4 留学生等に該当しない者のうち、国費留学生については、指導教員が必要と認める場合には、留学生等と同様に教育補助等業務を行わせるものとする。

(申請)

第5条 TUを希望する学生は、指導教員及び当該研究科長の推薦を受けて理事（教育担当）に申請を行うものとする。

(選考)

第6条 TUの選考は、当該部局の研究室において、対象者との面談を実施の上、提出された推薦書に基づき、グローバルサポートセンター国際戦略委員会（以下「国際戦略委員会」という。）の意見を参考に、理事（教育担当）が決定する。

(選考基準)

第7条 TUの選考は、TUを希望する学生の研究内容及び研究・授業等に支障が生じないように配慮して、次の各号に掲げる基準により、選考を行うものとする。

(1) 本人の学業成績が優秀であること

(2) 教育補助等業務に従事させることにより、大学教育及び学生支援の充実が期待されるものであること

2 前項に掲げるもののほか、学生課において必要な基準は別に定めることができる。

(委嘱)

第8条 TUは理事（教育担当）が委嘱する。

2 TUの委嘱期間は、原則として当該会計年度を超えない範囲内とする。

3 TUの委嘱手続及び手当等については、別に定める。

(終了報告)

第9条 教育補助等業務を終了したTUは、教育補助等業務を担当した事により得られた成果を、指導教員を通じて研究科長及び理事（教育担当）に報告するものとする。

(事務)

第10条 TUの選考及び委嘱に関する事務は、学生課において行う。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、TUの実施に関して必要な事項は、理事（教育担当）が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年7月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年12月10日から施行する。